

人事・労務情報 2012年2月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文

東京都立川市錦町 2-6-7-2F

TEL 042-548-0288

E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com

<http://www.tanakajimusho.biz/>

住民票・身元保証書の提出を嫌がる新入社員の採用取り消しができるか？

まだ寒い日が続きますが、暦の上では立春を過ぎ、1日1日と陽が長くなっています。4月に新入社員を迎え入れるご準備をされている企業様も多いかと思います。

入社時には様々な書類を提出してもらうことになりますが、今月はその提出を拒否する従業員の対処について考えてみます。

1. 住民票も身元保証書も会社の労務管理上、必要なものです。

住民票を提出させる事は、厚生労働省の『採用のためのチェックリスト』では避けるべきとされています。しかし、これは、①採用前であること。②住民票に本籍表示があること、からだと考えられます。住所や家族構成は、通勤手当や家族手当の支給・労働者名簿の作成・配属の決定など、従業員管理上で必要なものです。但し、本籍など業務に直接に関係の無い事項を提出させることは控えるべきです。あるいは、住民票に替え「住民票記載事項証明書」を提出させても良いでしょう。

また、身元保証書は、不祥事や横領などの事故を防いだり、社員に自覚を促すために必要です。（期間の定めが無い場合は3年間、定める場合は最長5年が有効）



2. 従業員が健康診断を受ける事は、労働安全衛生法で義務付けられています。

少し話が横道にそれますが、健診にも触れます。同法の第66条は、「労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない。」とし、また、「事業者は健康診断の結果を記録しておかなければならない。」としています。つまり、従業員には受診義務があり、会社は健診結果の管理をする必要があります。但し、会社が保管すべき健診結果は法定の健診項目に限ります。

3. 入社時に必要な書類提出を拒む従業員は、採用を取り消せる場合もあります。

さて、前記のように、住民票と身元保証書は会社で必要な書類です。もし、提出をしない人がいても、それを理由に、直ちに採用取り消し（解雇）にするのは望ましくありません。まず、従業員にそれぞれの書類の必要性を説明した上で、十分に話し合いをする必要があります。（そもそも、その前段階として、内定時に、入社したら提出義務がある事を伝えておく方が良いでしょう。）その上でも、本人が説得に応じないのであれば、採用取り消しを検討せざるを得ないでしょう。

以上